

長崎県病院企業団監査委員公表

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 292 条の規定により準用される同法第 199 条第 4 項の規定に基づく定期監査の結果を、同条第 9 項の規定により、次のとおり公表する。

平成 31 年 1 月 30 日

長崎県病院企業団監査委員 葺 本 昭 晴
同 今 村 嘉 昭

平成 30 年度実施監査結果

第 1 監査の概要

1 監査の対象

平成 29 年度長崎県病院企業団病院事業会計

（本部、精神医療センター、島原病院、五島中央病院、
奈留医療センター、富江病院、上五島病院、有川医療センター、
奈良尾医療センター、対馬病院、上対馬病院及び壱岐病院）

2 監査実施日

予備監査 平成 30 年 7 月 11 日～平成 30 年 9 月 21 日

委員監査 平成 30 年 9 月 25 日～平成 30 年 11 月 14 日

3 実施監査委員

長崎県病院企業団監査委員 葺 本 昭 晴
同 今 村 嘉 昭

第2 監査の結果

1 意見

(1) 総括

事業の管理及び財務会計事務の執行については、概ね適正に処理されていると認められた。

しかしながら、一部において是正または改善を要する事項が見受けられたので、今後とも関係法令等を遵守するとともに、適正かつ効率的な事業管理及び事務執行に努める必要がある。

(2) 個別事項

① 病院経営について

当企業団が病院経営を担っている島原半島地域、離島地域においては、今後も急激な人口減少や少子・高齢化の進行が予想されるとともに、特に離島における医師や看護師等の確保が困難であることや患者数の減少など、病院経営を取り巻く環境は大変厳しい状況に置かれている。

このような中、国は社会保障制度改革において、社会保障の充実・安定化に向けて国民医療費の抑制や医療・介護提供体制の適正化政策を順次進めており、医療を取り巻く環境は大きく変化してきている。

当企業団の経営状況は、企業団設立以降の共同事業等の取り組みに加え、公立病院に対する財政措置の拡充や診療報酬のプラス改定、また、平成26年度には会計基準の見直しの影響もあり、5カ年度連続して経常収支での黒字を確保していたが、平成27年度、平成28年度と経常収支赤字となり、平成29年度は医業費用の増加を上回る医業収益の増加により経常収支赤字は減少したものの黒字計上には至っていない。また、平成27年度から3年連続して純損失を計上したことにより、平成29年度末未処分利益剰余金が2,988,358千円となり、このままでは、近い将来、累積欠損金を計上することが予想され、病院の経営状況は一段と厳しいものとなっている。

今後も地域が必要とする継続的で安定的な医療の確保を図るためには、医療環境の変化に的確に対応するとともに、平成28年度に策定した「長崎県病院企業団第2次中期経営計画（平成29年度～平成32年度）」達成に向け、地域に必要な病床機能の検討や病病・病診連携、医療・介護連携の強化など、将来を見据えた効率的で質の高い医療提供体

制の構築と経営基盤の確立を図る必要がある。

また、患者数の減少傾向に歯止めをかけるためには、地域住民に信頼される病院となるよう、スローガンに掲げている“郷診郷創”「地域での受診が、地域を創る」の取り組みを行政と一体となって、より一層進めていく必要がある。その際には、地域住民全世帯に経営実態を知ってもらい、病院、診療所の維持のため住民の協力が不可欠であることを理解してもらうことも必要である。

② 行政と協働した健康診断の推進について

離島地域の病院並びに附属診療所は、新たに患者の掘り起しにつながる健康診断を行政と協働して強力に推進すべきである。

健康診断を通して住民の健康に寄与することにより、地域に信頼される医療機関となり、患者ニーズの把握や島外受診の実態把握もより正確になり、郷診郷創の第一歩となっていくものと考えられる。

③ 未収金対策について

当年度末の過年度未収金は総額 112,221 千円で、前年度末に比し 8,803 千円減少（対前年度比 7.3%減）している。

未収金回収では、定期的な訪問徴収の実施など収納に相当な努力が認められる病院もあるが、その取り組みには、まだ温度差がある。

依然として多額の未収金を抱えていることから、さらなる縮減を図るため、効果的な発生防止対策を講じるとともに、発生直後の回収には特に力点を置いて、回収に有効な訪問徴収の計画的な取り組みを徹底して行うなど、未収金の適正な管理、回収に継続的に努める必要がある。

また、連帯保証人への請求や「支払督促制度」等の法的手続きについても、取り組みを強化する必要がある。

④ 後発医薬品の使用促進について

後発医薬品については、国は平成 27 年 6 月の閣議決定において、後発医薬品の数量シェアで、平成 29 年 6 月に 70%以上にするるとともに、平成 30 年度から平成 32 年度末までの間のなるべく早い時期に 80%以上にする普及目標を示している。

当企業団の後発医薬品の採用状況は、平成 29 年度は企業長の職務目標として 70%以上とする目標値を設定し、企業団一体となって取り組

んだが、平成29年度末の実績は数量ベースで67.6%（前年度数量ベース59.2%）となり目標を達成できなかった。

離島地域においては、安定供給の問題もあると考えるが、まだ、採用率が低調な病院もあることから、国の方針も踏まえ、達成に向けて、なお一層の取り組み強化を図る必要がある。

⑤ 契約事務について

物品購入等の契約事務については、医薬品購入等の共同事業の取り組みを進め、企業団として経済性が発揮されるよう努められており、着実に効果が表れている。

一方、病院においては、その内容や地域性から業者選定、予定価格設定等に苦慮する事例も見受けられる。

特に離島においては、地域性が顕著であることから、一部、地域内で共通する物品等の契約事務については共同処理が行われているが、さらに委託契約等についても検討するなど、地域内での病院間の連携を深め、基幹病院の役割強化を図りながら、より経済性が発揮されるよう努める必要がある。

また、事務的な誤りが、なかなか改善されない状況にある。契約事務は複数の職員で処理されているが、チェック機能が十分に機能していない状況が見受けられる。適正な契約事務がなされるよう、具体的な処理方法を周知するとともに、マニュアルに沿った手続きの徹底やチェック体制の強化を図る必要がある。

⑥ 現金収入の管理について

会計窓口での現金収入について、現金出納簿の記帳誤りが見受けられた。

帳簿残高と現金有高の確認とは日々行い、正確な記帳を行うよう努める必要がある。

また、現金収入を毎日当座預金へ預け入れているが、預け入れた後から診療時間終了の間に現金で収納した分については、翌日の現金収入として処理している病院、診療所があった。

当日の収入として適正に記帳する必要がある。

2 指摘事項

以下のとおり、是正・改善及び留意を要する事項が認められたので、より適正な執行を図りたい。

【精神医療センター】

1. 未収金について

過年度未収金は前年度末と比較して減少している。

電話連絡、督促を定期的実施されているが、今後とも、新たな未収金を抑制し、未収金の減少に努めること。

2. 現金収入の管理について

例月出納検査で異常が見られた2月19日の伝票の照合を行った結果、現金預金出納簿の金額が伝票額より14,367円過少に記帳されていた。毎日の現金と帳簿の確認を行い、現金の管理を適正に行うこと。

3. 契約事務について

少額工事等の口頭契約により契約書を省略した場合、見積書の余白に契約日と契約期間を記載する必要があるが、記載がされていなかった。契約保証金を履行保証保険の締結をもって免除としているが、その保険期間が契約日から履行期限でなく、履行期間となっている。適正に処理すること。

【島原病院】

1. 未収金について

過年度未収金は前年度末と比較して減少している。電話連絡、督促、家庭訪問を定期的実施されているが、今後とも新規発生を抑制し、未収金の減少に努めること。

2. 契約事務について

契約保証金免除申請書へ添付している書類は同種同規模の契約書の写しであるが、契約書の写しだけでは履行を証明する書類にはならない。手数料の施行伺いで平成29年度分にもかかわらず、履行期間が平成30年度の期日に設定されているものが数件見受けられた。清掃業務委託（H28～H30長期継続契約）にかかる仕様書において、受

注者から年間計画表の提出を前年度の3月22日までに受けることになっているにも関わらず、期限までに提出を受けていない。

適正に処理すること。

【五島中央病院】

1. 未収金について

過年度未収金は前年度末と比較して減少している。

計画的な家庭訪問を実施されているが、今後とも新規発生を抑制し、未収金の減少に努めること。

2. 現金収入の管理について

年度末の現金が実際は金庫に保管されているが、帳簿に記帳されておらず、不一致が生じている。

適正に処理すること。

3. 契約事務について

1件の予定価格が30万円を超えている契約について、相手方が1者に特定される理由の記載がないものがあつた。

見積決定から7日以内に契約締結がされていないものがあつた。

契約保証金免除申請書へ添付している書類は同種同規模の契約書の写しであるが、契約書の写しだけでは履行を証明する書類にはならない。

電子カルテ用端末(1,620,000円)の1者随意契約の理由が不適當である。

適正に処理すること。

【五島中央病院附属診療所奈留医療センター】

1. 未収金について

過年度未収金は前年度と比較して、やや減少している。

未収金の回収については、口頭による督促のみであるため、今後、計画的に文書通知などを行うことにより、未収金の減少に努めること。

2. 現金収入の管理について

窓口現金は、当日の午後3時までに銀行のATMを通じて当座預金へ預け入れているが、預け入れた後から診療時間終了の間に現金で収納した

分については、翌日の現金収入として処理されている。

当日の収入として適正に処理すること。

3. 固定資産の管理について

ノートパソコン（142,500円）とデスクトップパソコン（157,500円）を同日に購入しているが、固定資産明細書上はパソコン（300,000円）とまとめて記載されている。

別々に固定資産台帳を作成すること。

4. 契約事務について

「医事業務委託」において、見積執行伺いにおける予定価格算出根拠では、750,600円/月となっているにも関わらず、予定価格調書では799,200円/月となっていた。

予定価格調書は適正に作成すること。

【富江病院】

1. 未収金について

過年度未収金は前年度末と比較してやや増加している。

今後とも、未収金の新規発生の抑制に努めるとともに、計画的な家庭訪問を行うなど未収金の回収に努めること。

2. 現金収入の管理について

窓口現金は、当日の午後3時までに銀行のATMを通じて当座預金へ預け入れているが、預け入れた後から診療時間終了の間に現金で収納した分については、翌日の現金収入として処理されている。

当日の収入として適正に処理すること。

3. 契約事務について

契約保証金免除申請書へ添付している書類は同種同規模の契約書の写しであるが、契約書の写しだけでは履行を証明する書類にはならない。予定価格調書が封入されていないものがあった。

「電子カルテ保守業務」及び「医用画像情報システム保守業務」において、契約日が4月3日であるにも関わらず履行期間の始期が4月1日となっていた。4月1日から履行が必要なものについては、債務負担行

為を設定し、3月中の日付で契約しなければならない。

適正に処理すること。

【上五島病院】

1. 未収金について

過年度未収金は前年度と比較すると増加している。

電話連絡、文書通知、家庭訪問を実施されているが、引き続き、新規発生の未収金の抑制に努めるとともに、未収金の減少に努めること。

【上五島病院附属診療所有川医療センター】

1. 現金収入の管理について

窓口現金は、当日の午後3時までに銀行のATMを通じて当座預金へ預け入れているが、預け入れた後から診療時間終了の間に現金で収納した分については、翌日の現金収入として処理されている。

当日の収入として適正に処理すること。

【上五島病院附属診療所奈良尾医療センター】

1. 未収金について

過年度未収金は前年度と同額である。

未収金の新規発生の抑制に努めるとともに、家庭訪問などにより未収金の減少を図ること。

2. 現金収入の管理について

窓口現金は、当日の午後3時までに銀行のATMを通じて当座預金へ預け入れているが、預け入れた後から診療時間終了の間に現金で収納した分については、翌日の現金収入として処理されている。

当日の収入として適正に処理すること。

【対馬病院】

1. 未収金について

過年度未収金は前年度末と比較すると減少している。

未収金の回収については、未収金回収委員会を定期的を開催し、家庭訪問などを実施されている。

今後この体制を維持され、今後とも、未収金の新規発生の抑制に努

め、未収金の減少に努めること。

2. 契約事務について

「消防用設備等定期点検業務委託」について、財務規程第 139 条により随意契約としていたが、限度額を超えていた。

適正に処理すること。

【上対馬病院】

1. 未収金について

過年度未収金は前年度末と比較すると減少している。

今後とも、新規発生の抑制に努めるとともに、未収金の減少に努めること。

2. 契約事務について

契約書に契約日や契約期間が記載されていないものが数件見受けられた。

予定価格調書に作成者の押印がないものが数件見受けられた。

予定価格調書用封筒が封印されていないものが数件見受けられた。

適正に処理すること。

3. 支出事務について

請求書を受理してから支払が 15 日を超えているものがあつた。

適正に処理すること。

【壱岐病院】

1. 未収金について

過年度未収金は前年度末と比較して減少している。

来院時の面談、電話連絡、文書通知、家庭訪問を実施されているが、今後とも、引き続き新規発生の抑制に努めるとともに、未収金の減少に努めること。

2. 現金収入の管理について

例月出納検査で異常が見られた 3 月 5 日の伝票と帳簿を照合した結果、銀行領収済通知書とは一致したものの、現金預金出納簿が伝票より

1,528,822円多く、不一致であった。これは8件分の伝票を二重に記帳したためである。

適正に記帳すること。

3. 契約事務について

履行遅延に対する違約金に関する条項を定めていないものがあった。

適正に処理すること。

4. 固定資産の検収について

医療機器の納品後の検収について、規定する期限を過ぎて検収されているものがあった。

適正に処理すること。

3 指導事項

軽易な事項について、その都度当該機関に指導を行った。

・精神医療センター	1件
・島原病院	0件
・五島中央病院	2件
・奈留医療センター	5件
・富江病院	4件
・上五島病院	4件
・有川医療センター	0件
・奈良尾医療センター	2件
・対馬病院	2件
・上対馬病院	2件
・壱岐病院	0件

第3 長崎県病院企業団基金運用状況

1 監査の対象

平成29年度長崎県の離島医療を担う人材育成基金

2 基金運用の概要

この基金は、離島医療に従事する人材の確保・育成事業等による高度・良質な医療の継続的な提供を図るため、設置されたものである。

3 意見

設置目的に沿って適正に執行されているものと認められた。

4 指摘事項等

・特になし

